

請願第4号～5号、9号、12号～15号白紙撤回もしくは中止、もしくは見直しを求める請願  
請願第7号ボートピア問題調査特別委員会設置を求める請願  
請願第8号、10号、11号説明会を求める請願  
請願第17号みどり市と行政間協定を締結しないことを求める請願  
について賛成の立場で討論します。

昨年10月に18名の議員全員が福島県にあるボートピア玉川というところを視察しました。悪影響は全く無しと村長さんはおっしゃった。しかしボートピア玉川を平成10年より運営している職員の方はなんといったかという、「経営がきびしい。すこしでも多くの方にきていただくため、広告費を上げている。広告費は5、6パーセントから7パーセントへ増加、1000万円、増加した。テレビ、ラジオ、新聞等で大々的に宣伝している。経費削減のため、広告費を増やす代わりに、人員を整理し人件費を削減している。ボートピアには経営感覚が必要だ。子供たちをつれてボートピアにきてほしい。家族で来ていただきたい。そのためにカップル・サービス・デー、お子様お菓子サービス・デーももうけている。新規ファンを増やす努力をし、初心者に来てもらえるよう努めている。」と話してくれました。

町民からボートピアに関する12の請願がここ、議会に提出され、まもなく採決されようとしています。この12の請願は、ボートピアはいらないという声でありボートピアに不安を抱く町民の声であります。わたしは請願第4号～請願第17号に対し賛成の立場で意見を言います。

まず、町民がどのくらいたくさんの時間と労力を費やしてボートピアはいらないと繰り返し訴えてきたか。議員のみなさん、執行部のみなさん、ここに同席するこれまでの議会を見てこられた職員のみなさん、傍聴席のみなさん、請願者の方々がどれくらいたくさんの時間と心を、ボートピアはいらないということを訴えるために費やしてきたのか、お分かりになりますか。

今日、議会に図られるボートピアに関する請願は12件です。かつて提出され不採択となったボートピアに関連する請願を加えると、ほんとうにたくさんの請願が出ている。2006年12月の定例会には8件。(2007年3月に23件、6月5件、9月9件、12月2件、)2007年には合計39件、そして2008年3月定例会に12件、ボートピア設置計画を中止してほしい、説明会を開いて欲しいなどボートピアに不安を抱く町民からの請願がもう全部で59件にも上りました。しかし、かつて提出された47件の、ボートピア設置に強く不安を持つ町民からの請願は、なにひとつ採択となったものはありません。すべて不採択。町民はことごとく無視されています。

少数派の町民が出している請願であり、無視すればいいと思っている議員の方がおられるとすれば、大間違いです。多くの町民は、本当にボートピアに対し不安に思っています、できれば無いほうがいいと思っています。地元舟橋地区の住民の多くもそう思っています。

今回提出されている請願、ボートピアの白紙撤回あるいは計画中止、あるいは見直しを求める請願

は8件、加えて説明会やボートピア問題調査特別委員会を求める請願が計4件です。

たとえば、請願8号は、国土交通大臣の発言を尊重し、(仮称)「ボートピア津幡」についての加茂・能瀬・緑が丘・庄地区住民説明会の開催を求める請願、また請願第11号は、建設予定地から1キロメートルしか離れていない英田小学校児童とその保護者にボートピア計画への説明会の開催を求める請願です。町民がもとめているのは説明会、説明会なのです。町民は説明会を求めている。

町民が説明会を求めてどこが悪いのですか。説明会すら開かないこの津幡町。説明会は開かないという津幡町議会。

町民を代表する議会であるはずなのに、説明会を求める請願すら認めない。

町民が説明会を求めることのどこがいけないのか。なぜ認められないのか。その理由を町も議会も、町民に説明してきましたか。説明したことがありますか。

町長は、2006年11月の広報で説明したから、説明はすんだと繰り返しおっしゃいますが、町長が説明したと言う広報のでたあとに、町民から、ボートピア反対の声が大きくなったのです。広報で説明したという町長は、紙面で一方的に説明したにすぎず、町民の質問、疑問すら受け入れない。広報の説明に、だれも納得していません。あの広報のでた跡に、何度も説明会を開いて欲しいという町民からの要望が出ている。この実情を町長は少しも受け止めていない。議会も同様だ。町長も議会もこの現状を少しも直視していない。町民を無視するにもはなはだしい。

ボートピアは建てるまでがおいしいという話を聞いたことがあります。建てる時にお金が動き、そのあ

とのことは考えていないのでしょうか。ボートピアに関して、町民は多くの不安をもっています。いまも町民は説明会を求めているのです。このことは、いままで、ずっと町は全く説明責任を果たしておらず、町は説明してこなかったという町民からの大きな非難の声なのです。この声になぜこたえることができないのですか。なぜ説明会をひらかないのか。

開かない理由があるのなら、いまだかつて一度も開かないというその理由を説明してください。

この町は町民を、蚊帳の外において、ものごとを決めていくのですか。河合谷小学校の閉校問題には住民による直接請求によって臨時会が開かれましたが、そこで町民が求めていた、最も大きな気持ちは話し合いたい、協議したいということだった。それを執行部や議会に求めただけではないのですか。議会が機能していない、間接民主主義が機能していないと民衆が判断し、住民からの直接請求が始まって河合谷小学校の閉校に関する臨時会が開かれたのに、町民の声は議会に届かなかった。そしていま、ボートピアの問題がある。河合谷の学校、先人が残した知性のあかりをつぶした津幡町は、ボートピアというギャンブル場を誘致しようとしています。一体、この町はどこへいくのだろうか。

シグナスで住民を対象にした他の催し物が何度も開かれているのに、こんなに何度も町民が求めている、ボートピアの説明会をなぜ町は開かない？なぜ開かないのか、それともなんらかの理由があって開けないのか。

たくさん町民を前にしての、説明会を開くべきです。

なぜ議会も説明会を拒絶するのか。議会は今、立ち止まって考えるべきです。

このままみどり市との行政間協定が結ばれてしまったあとに、ボートピア説明会を開きますなどという、まぬけなことになったら、本当にとんでもない。町民をバカにするのもはなはだしい。説明会を、町は協定を結ぶ前に、開かねばならない。行政間協定をむすんだあとに、涼しい顔で町民に説明会など開くとしたら、町民の願いや意見は無いに等しい。町民の心は無視し、行政間協定を結

んだあとに、説明会をおおきな顔して町が開くとしたら、町民は本当に怒るにちがいない。行政間協定を結んだあとに、町民不在の行政によるボートピアの説明会を、町は開くつもりなのか。そんな説明会は、中身の無い説明会だ。

だれが得して、だれが大声でボートピア賛成とっているのか考えてみるべきです。

みどり市との行政間協定云々の前に、町民に尋ね、説明し、確認し、町民の意思、考えを受け止めることが先決ではないですか。町民の理解が必要条件ではないか。みどり市の市長も内政干渉になるから津幡町の内政に関しては何もいえないといていたけれど、実際町民の理解を得られていないのが、現状ではないですか。

説明会を開かないまま、町民の声を無視しこのままみどり市と行政間協定を結んで、ボートピアを作るのですか。行政間の協定を結ぶのだからもう町民は文句をいうなという、このような執行部と、議会の姿勢、態度であるとするならばわたしは強く抗議します。

説明会を開いてくれとっている請願にまでこのまま不採択し続ける議会であるならば、もはや町民からの議会への信頼はなくなったといいと思う。

2月19日、村町長に対して公開質問会を行いました。そのときボートピア運営にあたり住民からの苦情や補償など問題が生じた場合の責任の所在はどこにあるのかの問いに対し、町長は施行者であるみどり市に責任を負ってもらいたいと考えているといいました。

行政間の協定書にはしっかりと甲であるみどり市は、乙である津幡町に対して、最終的に諸問題に対して責任を負うという文言が明記された文書を交わすべきです。(責任の所在を、運営会社、津幡警察署、みどり市、津幡町等から成る協議機関で対応を話し合うというのでは、話にならない。)なぜならみどり市は、5億円という実質的な利益保証である黒字保障システムと引き換えに、全面的に桐生競艇の運営を民間会社に委託し、リスクは負わない、責任は負わないとっているからです。みどり市は仮称ボートピア津幡の運営を民間会社である(株)グットワンに全面委託して、みどり市は責任を負わないという内容の協定を(株)グットワンと結ぶとっているのだから、津幡町は責任の所在は、施行者である自治体にあるとハッキリ明記されている協定書を結ばねばならない。

みどり市は津幡町のことなど考えていないということを肝に銘ずるべきです。チャンネルをふやすことが目的なのです。

もう一度意見いたします。みどり市と行政間協定を結ぶ前に、町民に対し町は説明会を開かねばならないと思います。みどり市と津幡町、自治体両者が民間会社に丸投げするなかで、みどり市と津幡町とに行政間協定が結ばれる、その危うさ。責任の所在は一体どこへ。

#### 以下資料

最近「モーターボート競走法」という法律の名を盛んに聞く。衆議院での「新テロ特措法」の再決議を巡る与野党の攻防を伝える新聞テレビで、この法律名が繰り返し報道されている。しかし、その実態は何なのであろうか?・・・と調べてみた。「モーターボート競走法」モーターボート競走を、船舶関係事業の振興等の公益の増進に関する事業の振興と、地方財政の改善のために実施するというものと位置づけ作成された法律であり、日本における競艇の開催、競艇場、開催回数、入場料、勝舟投票券、勝舟投票法、払戻金等々、競艇に関する一切を定める法律である。都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村は、その議会の議決を経てこの法律の規定により、モーターボート競走を行うことができる。その結果として、我が兵庫県には「尼崎競艇場」があるのである。

問題は国会での審議の過程である。1951年3月12日、議員立法として衆議院に提出。3月29日、衆議院本会議で可決。6月2日、参議院本会議で否決された。6月5日、衆議院本会議で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決され成立した。日本国憲法史上において衆議院の優越により参議院で否決された法案が衆議院で再可決されて成立した初めての法案である。衆参両議院での争点の詳細が分からないが、その当時の参議院は「良識の府」であるから競艇のような公営ギャンブルの開催に反対したのだと思う。今回の温故知新のテーマはこれからである。57年前の衆議院再議決の時の再議決を主導したのが、衆議院議院運営委員長である小沢佐重喜で、小沢一郎の実父だ。57年後に、息子の小沢一郎が第一野党党首として参院選で参議院野党過半数を獲得し、衆議院で法案の再可決権を行使しようとする（行使した）与党を攻撃している。誠に歴史の皮肉とはこのことであろうか。そして、小沢一郎は再議決を計ったその日の衆議院本会議を欠席している。理由は大阪府知事選の応援である。57年前の出来事を今でも引きずっている人というのは少ないと思うが・・・。

- [1951年](#)3月12日、議員立法として衆議院に提出。3月29日、衆議院本会議で可決。6月2日、参議院本会議で否決された。6月5日、衆議院本会議で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決され、成立した。日本国憲法史上において衆議院の優越により参議院で否決された法案が衆議院で再可決されて成立した初めての法案である。
- 衆議院再議決の時に再議決を主導したのは衆議院議院運営委員長である[小沢佐重喜](#)だが、その56年後の2007年に、息子の[小沢一郎](#)が第一野党党首として参院選で参議院野党過半数を獲得し、衆議院で法案再可決権である三分の二以上の議席を持つ与党に対峙することとなった。翌2008年1月、[補給支援特別措置法案](#)が野党が過半数である参議院で否決されるも、衆議院では与党が三分の二以上で再可決されて成立させてしまっている。

なお、競艇の生みの親である[笹川良一](#)はモーターボート競走法の衆議院再可決条項によって競艇に携わることができた。その57年後の2008年1月、補給支援特別措置法案が衆議院で可決し参議院で否決された法案の再可決として57年ぶりに再可決された際、笹川良一の次男である[笹川堯](#)が衆議院議院運営委員長として衆議院の再議決の議事に携わった。